

中国最高人民法院、知的財産権侵害民事事件における 懲罰的賠償の適用を解説

筆者：シーペイ・チェン (Xi-Pei Cheng) & ジュード・イー (Jude J. Yi)

中国最高人民法院（SPC）が、2026年4月20日に、「知的財産権侵害民事紛争事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する最高人民法院による司法解釈」
(*Judicial Interpretation of the Supreme People's Court on the Application of Punitive Damages in the Trial of Civil Disputes Involving Infringement of Intellectual Property Rights*)¹（司法解釈 [2026] 第7号）（以下、「2026年版解釈」と言う）を公布しました。当該2026年版解釈が2026年5月1日より施行されると同時に、前の2021年版（司法解釈 [2021] 第4号）（以下、「2021年版解釈」と言う）が廃止されました。

SPCによる2026年版解釈は、全国統一の司法判断を確実にするために、上位の法律（例えば、民法、特許法、商標法、著作権法、不正競争防止法、民事訴訟法など）における比較的に全般的な又は抽象的な規定を、裁判所が直接に適用できる判決規則に変換する機能を果たす解説文書です。

したがって、中国国内の全ての審級の裁判所は、類似する事件における審理の一貫性を確保するように2026年版解釈に従うべきです。言い換えれば、2026年版解釈は、中国の司法制度内において強い拘束力を持ちます。

実務では、第一審裁判所は基本的には、まずは適用する法定条項（上位の法律）を引用し、次に、「故意／深刻な状況（事態）」、「算定の基礎及び倍率」、及び「立証責任及び立証基準」に関する特定の判断に対し、2026年版解釈を引用します。

¹ <https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/497911.html> 参照

2026 年版解釈における 2021 年版解釈からの重要な変更点は、次の通りです。

手続的規定及び訴訟制限の改善

- 別途提出される後続訴訟の禁止：
新たに追加された第 4 条に基づき、訴訟中における裁判所からの釈明にもかかわらず、原告人が懲罰的賠償を請求しなかった場合、後にそのような救済を求める別個の訴訟を提起する機会はいもう与えられない。
- 明確な適用除外シナリオ：
新たに追加された第 5 条に基づき、法令による別段の定めがない限り、概して、**営業秘密侵害以外の不正競争行為**は、懲罰的賠償の対象ではない。

「故意／故意的に」に対する拡大判断

- 2021 年版解釈における故意の判断を目的とする「海賊行為」及び「登録商標の偽造」などの状況を踏まえて、2026 年版解釈は、**特許詐称**を「故意」の形態として更に分類した。
- 新たに追加された第 6 条の状況（6）に基づき、解決後の繰り返される侵害は、「故意」を構成し得る。
- 新たに追加された第 6 条の状況（7）に基づき、例えば、関連会社の設立、法定代理人の変更、**実際の支配を隠蔽**するための別名会社の創立や、保証契約の締結による侵害責任の回避は、「故意」を構成し得る。

「深刻な事態」の精緻化

- 第 7 条に基づき、「深刻な事態」が存在するかを判断する際に、裁判所は、侵害の規模とそれによる影響などの要素に加えて、侵害者が自身の行為に対する**認識及び基本的な姿勢**も考慮し得る。

- 第7条の状況（4）に基づき、「IP 侵害を前提に事業を行う」ことが、**主要事業**として、又は、**主な収益源**として侵害を行う例として挙げられている。
- 第7条の状況（5）に基づき、「権利者が被った重大な損失」が、侵害によって生じる、権利者の**グッドウィル**、**市場占有率**などへの深刻な損害の例として挙げられている。

基本額の算定方法についての釈明

- 新たに追加された第9条に基づき、被告の不法利得又は侵害利益が基本額として用いられる場合、当該基本額は、営業利益、売上利益（IP 侵害が侵害者の事業である場合）、又は会計部門、産業組合などにより公表される同時期及び同産業に関する利益率データを参照して算定され得る。
- 第8条により、懲罰的算定の基本額としての使用から、法定損害額が明示的に除外される。

倍率判断の改善

- 新たに追加された第12条により、倍率は、別個に算定される合理的な支出を伴い、基本額の最大5倍まで制限される。
- 第11条により、倍率は非整数でなくともよいことが裏付けられている。

2026年版解釈は、懲罰的損害の司法適用の運用性を強化し、IP 権利者及び潜在的な侵害者向けの特定のガイドラインを提供します。一方では、権利者は、「懲罰的損害を主張するか」についての決定及び「証拠立証の実行計画」は、訴訟中に躊躇することが原因で2度目の機会を逃すことを避けるために、事件を提起する前に確定させるべきです。他方では、潜在的な侵害者は、紛争を解決するため

に、かつ、権利調査及びFTO オピニオン（侵害予防調査）、解決後の是正記録、供給者補償及び説明責任の仕組みなどの「信義誠実の原則及び法令遵守」の証拠連鎖を確立することに重きを置くように、侵害行為が「故意に」行われ、「深刻な事態」に該当し、それにより、懲罰的損害の責任を負わされると判定されることを避けるように、「シェルカンパニーを変更する」や、「法定代理人を変更する」、「販売を継続するために新しい関連団体を設立する」などの戦略を放棄すべきです。